



令和元年度岐阜県農業委員会活動優良表彰式
美濃加茂市農業委員会（左）本巣市農業委員会（中）大垣市農業委員会（右）

最新情報お届けします！

農地

農政

経営

農業委員会活動優良表彰

農地利用の集積・集約部門
新規参入の推進部門
農業振興部門

美濃加茂市農業委員会
本巣市農業委員会
大垣市農業委員会

令和2年10月23日、岐阜県農業会議は「令和元年度岐阜県農業委員会活動優良表彰」の表彰式を行い、顕著な取り組み成果をあげた農業委員会を3つの部門ごとに表彰しました。

「農地利用の集積・集約部門」は、2年以上、地域の協議を行い合意、誕生した市内初の集落営農法人「農事組合法人みわほたる」設立を支援し、6.7haの新規集積を実現した美濃加茂市農業委員会。

「新規参入の推進部門」は、農業参入を目指し農地を探す岐阜トヨペット株式会社に、委員が橋渡しとなり73aの農地の貸借とそれによる遊休農地解消を実現した本巣市農業委員会。

「農業振興部門」は、委員を中心に市内20地区で人・農地プラン検討会を設立し、プラン見直しを進めた大垣市農業委員会。

3つの農業委員会の取り組みにスポットをあて、県内の農業委員会で情報共有し、各地で同様の優良な取り組みが生まれることを目指していきます。

全農業委員会 新体制 2期目改選完了



大垣市農業委員会 委員任命式

令和2年7月20日に33農業委員会、8月1日に2農業委員会で任期満了に伴う委員改選が行われ、県内の42農業委員会すべてが新体制2期目に入りました。

2期目の体制は、農業委員655人、推進委員469人、合計1,124人となりました。

1期目から8人増え、体制が強化されています。女性委員は農業委員85人、推進委員13人です。1期目から4人増え、女性登用が進みました。強化された体制のもと、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の推進など、農地利用の最適化に取り組んでいきます。

また、コロナ禍の中、多くの地区で「人・農地プランの実質化」に向けた取り組みが進められています。実質化に向け、話合いの場に、農業者の代弁者として委員の参加が期待されています。委員が積極的に話合いに参加し、プランの実質化とそれに沿った農地利用の最適化に取り組んでいきます。

	1期目 H29.8.1	2期目 R2.8.1
<u>農業委員</u>	656	655
うち女性	84	85
(占める割合)	(12.8%)	(13.0%)
<u>推進委員</u>	460	469
うち女性	10	13
(占める割合)	(2.2%)	(2.8%)
<u>合 計</u>	1,116	1,124 (8増)
うち女性	94	98 (4増)
<u>女性のいない委員会</u>	3	3 (2増2減)
<u>農業委員に占める女性の割合30%達成</u>	羽島市 (16人のうち5人)	羽島市 (16人のうち5人) 恵那市 (19人のうち6人)

新たな3年間目標 第2次ぎふ農業委員会活性化大作戦

令和2年10月23日、岐阜県農業会議は令和2年度農業委員会会長・事務局長合同会議において、県内の農業委員会が令和2年8月から令和5年7月までの新たな3年間に取り組む基本方針・活動目標である「第2次ぎふ農業委員会活性化大作戦」を決議しました。

県内全ての農業委員会で改正農業委員会施行後2回目の改選を終えたことから、第2次大作戦では、新委員へこれまでの活動を引き継ぎ、更に発展することを目指します。

また、第2次大作戦から2つの目標を追加しました。1つ目の農地集約化は、10aなど小規模から利用権交換を進め、耕作地の団地化や畦畔除去による大区画化を目指します。2つ目の農業者の意向把握は、自作する農地所有者などの農地利用を把握し、人・農地プラン見直しや農地利用調整に活かしていきます。

第2次ぎふ農業委員会活性化大作戦

取組期間

令和2年8月～令和5年7月

基本方針

～農地利用の最適化を実現するために～

- 1 「人・農地プラン」の実質化を踏まえた農地利用の最適化に全力で取り組もう
- 2 情報収集・発信に取り組もう

7つの目標

農業委員会	1	農地利用集積	担い手が耕作していない農地面積の10%以上の担い手新規集積	
	2	農地集約化	担い手間の利用権交換による年1カ所以上集約	新規
	3	遊休農地解消	年1カ所以上解消	
	4	人・農地プラン	年1回以上見直し	
委員	5	農業者の意向把握	戸別訪問① アンケート実施	新規
	6	農業者年金加入推進	戸別訪問② 新規加入者確保	
	7	全国農業新聞普及	戸別訪問③ 新規購読者確保	

過去事例詳細
農業会議HP



「1委員会1事例づくり」創出につなげよう

令和元年度から農林水産省の「スマート農業実証プロジェクト」が全国69地区でスタート。2年目となる2年度は79地区が採択されました。県内では、元年度から農事組合法人巢南営農組合（瑞穂市）、2年度から有限会社すがたらいす・株式会社佐古牧場（下呂市）、株式会社エスタシア（郡上市）、飛騨蔬菜出荷組合ほうれんそう部会若菜会（高山市）の計4地区で実証が進められています。今回は、タッグを組みプロジェクトに取り組む、下呂市の有限会社すがたらいすと株式会社佐古牧場から実証プロジェクトのお話をお聞きしました。

大規模水稲 有限会社すがたらいす 飛騨牛一貫 株式会社佐古牧場

棚田地域における安定的な営農継続のための 先端機械・機器低コスト共同利用モデルの実証



(株)佐古牧場 代表取締役 佐古健さん
(有)すがたらいす 代表取締役 中島悠さん

有限会社すがたらいす

経営概要 主食用米27.2ha 飼料用稲3.9ha
大豆0.6ha 作業受託50.5ha

株式会社佐古牧場

経営概要 飼料作物20ha 和牛一貫経営
繁殖雌牛120頭 肥育牛230頭

プロジェクトの概要とねらいを教えてください

有限会社すがたらいす 中島悠代表取締役：下呂市金山町の菅田地区を中心に水稲約30ha、作業受託約50haの営農をしています。水田の区画は平均10aと小さく棚田も多い中山間地域です。水稲品種「いのちの壺」など食味に自信のあるお米が生産できる一方、条件不利地で作業効率が悪く、多くの労力がかかっています。労働力が限られる中、これからも営農を継続し、水田を預けたいという地域のニーズに応えていくためには、スマート農業の導入が不可欠だと思っています。ただ、スマート農機は高額で、導入のハードルが高いのが現実。そこで、同じ菅田地区で和牛と飼料作物を生産する佐古牧場とタッグを組み、スマート農機をシェアリングすることでコストを抑え、それぞれの経営にうまく活かすことができないかを実証しています。

直進アシスト機能付トラクタ・無線遠隔草刈機をシェアリング

株式会社佐古牧場 佐古健代表取締役：すがたらいすとは、耕畜連携をしているビジネスパートナーです。すがたらいすが生産する飼料用稲を和牛に与え、牛ふんは堆肥にして圃場に戻しています。信頼関係ができているパートナーとのプロジェクトですから、是非挑戦したいと思いました。シェアリングしたスマート農機は、直進アシスト機能付きトラクタと無線遠隔草刈機です。作目が異なる2社で使用することで作期がかぶらず農機の稼働率が上がり、自社で導入するより低コストで使用できます。直進アシスト機能付きトラクタは経験の浅い従業員でも作業でき、無線遠隔草刈機は法面や畦畔の草刈が安全に省力的に作業ができると思っています。



直進アシスト機能付きトラクタ



無線遠隔草刈機



LoRaWAN基地局

有限会社すがたらいす 中島悠代表取締役：農機のシェアリングの他にも、水田センサの実証をしています。半径10kmの範囲に1,020枚の圃場が位置し、水の見回りに時間がかかっています。この見回り作業を水田センサで削減しようと思っています。ただ、センサを多数設置するとその台数分の通信費用がかかりランニングコストが高くなることが課題です。そこで水田センサ1台ずつの個別通信契約はせず、これら水田センサと無線通信できるLoRaWAN基地局を5地区に5基設置し、基地局の通信費用のみで稼働しています。将来は自社だけでなく地域全体でこの基地局を利用し、農業者それぞれが水田センサを導入すれば、1人あたりの通信コストは更に下がると考えています。農業者ごとに様々な水田センサを導入できるように、今回の実証でも2つのメーカー（ニシム電子工業（株）製と（株）インターネットイニシアティブ製）の水田センサを計30台設置しています。

スマート農業を導入して効果をどう感じていますか？

株式会社佐古牧場 佐古健代表取締役：トラクタの直進アシスト機能によりまっすぐ耕起している間はハンドル操作がほぼ必要なくなり、作業が楽になったと感じています。法面の草刈もリモコン操作のため安全で体への負担も少なく作業できています。能力をより発揮できるよう圃場整備の必要性も感じています。

有限会社すがたらいす 中島悠代表取締役：豪雨や日照不足もありましたがソーラー電源の基地局は問題なく稼働し、ほぼ欠損なく水田センサデータを受信できました。アプリでデータを見ることで見回りの回数や時間を減らす効果がありました。通信料は基地局5基で月3,500円であるため、費用対効果は高いと思います。基地局は1基でセンサ100台程度と通信する能力があり、地域全体での利用ができる可能性も感じています。実証は来年まであるので、1年目の課題とデータを整理し、経営に活かせる精度の高い実証に取り組んでいきたいです。

認定農業者の課税特例「農業経営基盤強化準備金制度」

経営所得安定対策や水田活用の直接支払交付金を受け取っている認定農業者等の個人や法人が、交付金を農機・農地購入・施設建設などの投資に有効に使えるよう課税の特例措置が設けられています。これら交付金を受け取って所得がある場合、課税されるのが通常ですが、本制度の特例を使い準備金として積み立てると、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入することができます。積み立てた準備金を農機取得などにあてた場合は圧縮記帳ができます。受け取った交付金が非課税になるわけではありませんが、課税を繰り延べすることで安定的に投資できます。

対象者	<ul style="list-style-type: none">○青色申告を行う認定農業者（個人・農地所有適格法人）○青色申告を行う認定新規就農者（個人）
------------	--

対象交付金	<ul style="list-style-type: none">○経営所得安定対策交付金 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 水田・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）○水田活用の直接支払交付金
--------------	--

準備金の積み立て対象となる資産は、農機、施設、農地など認定を受けた農業経営改善計画・青年等就農計画に取得予定として記載されているものです。記載されていない場合は、対象となる資産を農業経営改善計画に追加し、変更認定を受ける必要があります。認定は農業経営を行う地域の市町村が行いますが、令和2年4月から複数の市町村で農業経営を行う場合は県、複数の都道府県で農業経営を行う場合は国が認定できるようになりました。

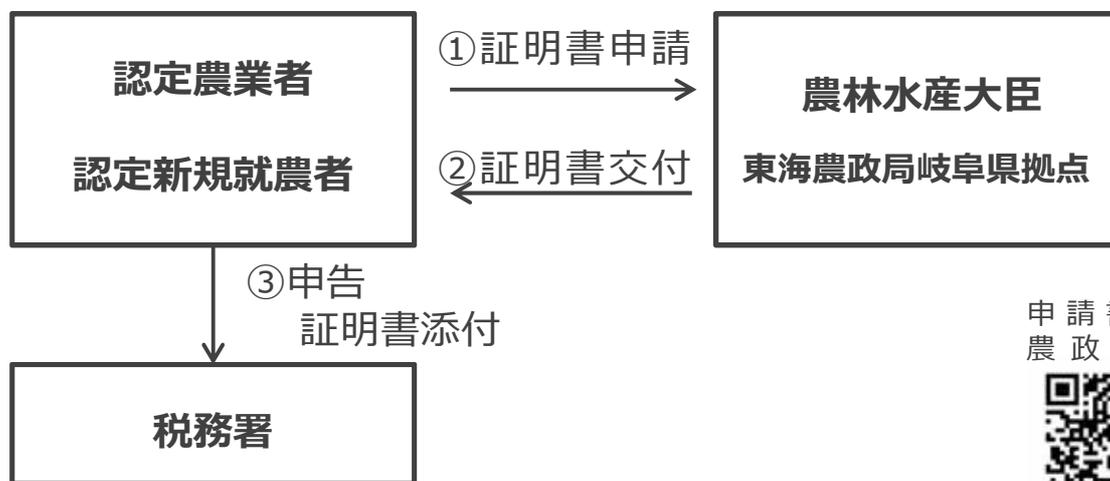
対象資産	<ul style="list-style-type: none">○農用地 田・畑・樹園地・採草放牧地○農業用の機械・装置 電動機・ボイラー・ポンプ、トラクター、耕うん整地用機具・耕土造成改良機、防除用機具、栽培用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、家畜使用管理用機具、運搬用機具、その他（鳥獣害威嚇機）など○器具・備品 ビニールハウス（構築物でないもの）、測定機器、低温貯蔵庫など○建物・附属設備 農振農業用施設用に設置する地農産物集出荷調整施設・農機具収納施設・畜舎、建物と同時に取得する電気照明・給排水・ガス・消化設備など○構築物 温室・ビニールハウス・果樹棚・用水路・暗渠・農用井戸など○ソフトウェア 農作業管理ソフト・圃場管理用システムなど <p>※トラックやフォークリフトなどの車両は対象外です ※中古品は対象外です</p>
-------------	--

令和2年10月5日から対象資産にパワーショベル・ブルドーザーなど追加

準備金の積み立て対象資産に、専ら農業用に使用する自走式作業用機械（中古品除く）が追加になりました。集積・集約化した圃場を農業者自らが畦畔除去など簡易な圃場整備を行い、大区画化を進める事例が増加しているためです。

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

特例の適用を受けるためには、農林水産大臣（東海農政局岐阜県拠点）の証明書を申告書に添付する必要があります。証明の申請は、申告に間に合うよう申告1ヵ月前～3週間前までに余裕を持って東海農政局岐阜県拠点に提出下さい。



申請書様式
農政局HP



積立時の証明の申請書類

- ア 準備金に関する証明申請書
- イ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ウ 交付金の交付決定通知書等の写し
(積立年(事業年度)のもの)
- エ 農業経営改善計画等の写し
- オ 前年から繰り越された準備金額を証する書類の写し(貸借対照表、損益計算書)
※2年目以降の申請の場合に必要

取得時の証明の申請書類

- ア 農用地等を取得した場合の証明申請書
- イ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ウ 交付金の交付決定通知書等の写し
(取得年(事業年度)のもの)
- エ 農業経営改善計画等の写し
- オ 貸借対照表等の財務諸表の写し
- カ 取得した固定資産の疎明資料
(領収書、土地登記簿、売買契約書、
建物登記簿、農業用施設用地証明など)

準備金制度内容見直し 適用期限2年延長(令和4年まで)

令和3年税制改正大綱により対象者の要件が見直しとなりました。法人は令和4年4月1日以後開始事業年度から、個人は令和5年1月1日から「人・農地プラン」において地域の中心経営体として位置付けられた者に限定されます。交付金を受け取っている土地利用型の認定農業者は、人・農地プラン中心経営体に位置づけされていることがほとんどと思いますが、漏れのないようご注意ください。また、これまで積立後5年を経過した準備金を取り崩した場合、一旦所得金額に含めた後に再度積み直しができましたが、見直し後は所得金額に含めないこととなり再度積み直しができなくなりました。

専門家に農業経営の無料相談をしませんか？

農業経営改善スペシャリストを無料で派遣します

「農業経営に関することを専門家に相談してみたい。でも誰に頼めばいいの？費用は？」
そんな時は、農業経営改善スペシャリスト派遣をご活用下さい。19名の専門家による相談や研修会などを無料で受けることができます（ただし同じ方の同じ内容の派遣は年度1回のみ）。

令和2年度 農業経営改善スペシャリスト 19名

9分野の専門家があなたをサポート！

専門家	人数	個別相談や研修会の主な内容
弁理士	1名	商標登録・新たな農業技術など特許
司法書士	1名	農業法人設立登記・売買贈与相続など所有権移転登記
行政書士	3名	後継者事業承継・相続対策
中小企業診断士	2名	経営診断・分析・管理会計導入
税理士	4名	税務相談・農業経営の法人化・事業承継
社会保険労務士	4名	労務管理・人材育成定着・就労環境向上
農業経営	1名	経営計画作成・農業参入サポート
パソコン農業簿記	1名	ソリマチ農業簿記操作サポート
スマート農業	2名	温室環境制御・土地利用型作物センシングデータ活用

派遣申込み

農業経営改善スペシャリストは市町村農業委員会を通じて派遣します。相談や研修会を希望される方は、お住まいの市町村の農業委員会または（一社）岐阜県農業会議までご連絡下さい。ご連絡の際には、希望する①個別相談や研修会の内容②専門家③対象者氏名・名称④日時（令和3年3月末まで）⑤場所（ご自宅可）をお伝え下さい。ご希望に沿った専門家を派遣します。

なお、令和3年3月末分まで申込み受付中ですが、本年度予定回数に達した場合は3月末前に終了することがあります。令和3年度は5月以降から実施予定です。



スペシャリスト詳細
農業会議HP